



広報こじい

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



農繁期を迎え、児童の交通事故について、自転車乗りや、道路横断する場合の現地指導

町の人口		
住民基本台帳人口 (7月末日現在)		
世帯数	3,325戸	+4
人口	14,514人	+27
内訳	男女	
男	7,095人	+11
女	7,419人	+16

1982
9/1
No. 210

◎停電のお知らせ 九月二十八日火 九時から十三時まで岩野・釜ヶ島が停電いたします。

1 水	二百十日 防災の日	16 木	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)
2 木		17 金	
3 金		18 土	
4 土		19 日	家庭の日
5 日		20 月	彼岸入り
6 月		21 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談 (9:00~4:00役場) 行政相談日 (9:00~2:00役場)
7 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	22 水	
8 水		23 木	秋分の日
9 木	高齢者教室 (10:00~3:00福祉センター)	24 金	献血 (10:00~3:00岩塚農協)
10 金	三種混合 (2:00~3:00 塙野山集落センター) 三種混合 (2:00~3:00岩塚農協)	25 土	
11 土	二百二十日	26 日	彼岸明け
12 日		27 月	
13 月		28 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)
14 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 三種混合 (2:00~3:00福祉センター) 三種混合 (2:00~3:00浦区事務所)	29 水	高齢者教室 (9:00~5:00福祉センター)
15 水	敬老の日	30 木	妊娠婦健診 (2:00~3:00福祉センター) 高齢者教室 (9:00~5:00福祉センター)

◎「みしま園」職員募集
看護婦一名(採用十一月一日)
を募集しております。応募希望者
は九月二十日まで町福祉課へ連絡
願います。

昭和五十七年六月一日から昭和
五十七年七月二十一日までに出生
されたかた。
五年八月までに生まれた者
昭和五十四年九月から昭和五十
五年八月までに生まれた者
昭和五十七年七月二十一日までに出生
されたかた。

◎妊娠婦健診対象者

(出展募集)

'82動物フェスティバル
「動物愛護週間」です。動物との
共存をテーマに動物フェスティバ
ルを開催しますのでお出かけくだ
さい。
時 九月二十二日 (木)
正午~午後二時三十分
所 長岡市厚生会館東側広場
内容 ○ペット動物里親さがし
○ペットなんでも相談
○警察犬の訓練実演
○犬の飼い方教室
○純ずい犬の展示
○私のペット自慢

地すべり防止区域間の開発行為の制限について

昭和49年12月28日不動沢地区が

地すべり防止区域に指定され防止

対策事業として昭和53年度より工

事が進められておりますが、指定

区域内の管理上これらの区域にお

いて次の開発行為を行う場合は、申

地すべり等防止法に基づき許可申

請が必要です。

(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

一、地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水の排水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為と他地下水排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く)

二、地表水を放流し、又は停滞させる行為その他の地表水の浸透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く)

三、のり切又は切土で政令で定めるもの

四、ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以

下「他の施設等」という)の新築又は改良

五、前各号に掲げるもののほか、

地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

請が必要です。

(地すべり防止区域内における許可を要しない行為)

第四条 法第十八条(地すべり防

止区域内における一定行為の許可、第一項第一号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

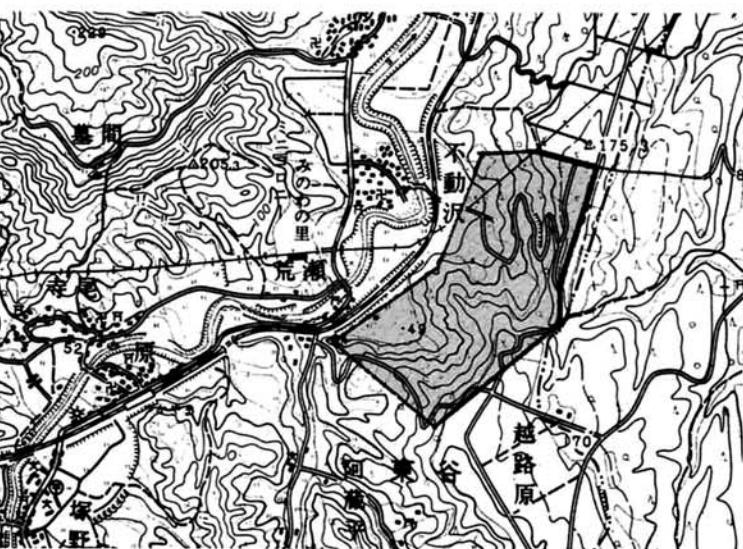
一、地すべり防止区域外から鉛管コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少い管渠でその有効断面積が四十五平方センチメートル以下のものをもって

二、地下水をくみ上げる行為(一馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く)

三、水道管(有効断面積が四十五平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引く行為)

四、ガス管その他これに類する物件の埋設。

2、法第十八条第一項第一号の政



地すべり防止区域不動沢地区位置図

令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

一、水田(地割れその他の土地の状況により地表水の浸透やすい水田を除く。)に地表水を放流し、又は停滞させる行為。

二、かんがいの用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)

三、日常生活の用に供するため地表水を放流する行為。

又は日常生活の用に供した地に地表水を放流し、又は貯留する行為。

四、海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為。

五、ため池、池その他の貯水施設で地表水を放流し、又は貯留する行為。

※無許可で制限行為を行った場合は、一年以下の徴収又は十萬円以下の罰金が科せられる。

お問い合わせは役場農林課へ。

表水を土地(地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)

二、地表水を放流する行為。

三、日常生活の用に供するため地表水を放流する行為。

四、ため池、池その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為。

五、ため池、池その他の貯水施設で地表水を放流し、又は貯留する行為。

※無許可で制限行為を行った場合は、一年以下の徴収又は十萬円以下の罰金が科せられる。

お問い合わせは役場農林課へ。

昭和56年度 地すべり防止対策事業の片法枠工事(不動沢地内)



二次災害の人は火事だ

九月一日は防災の日

過去の例を見ても、大きな地震のときは必ずといってよいほど火災が発生しています。そして、地震そのものによる被害よりも火災による被害の方が大きいことが分かります。

約十万人の死者を出した関東大地震(大正十二年、マグニチュード七・九)も、火災が発生しなかつたら、あれほどの大惨事にならずに済んだといわれています。

地震が起こったら火事を出さないよう、また、火事になつても初期のうちに消し止めることが何よりも大切です。

地震発生一素早く消火を!

◎消火のチャンス

大搖れの最中には消火できなくとも、第二、第三の機会が残されています。そのチャンスを逃がさず、火を出さないための行動をとることが大切です。

▼火災は、その時の状況によって大きな揺れは、普通、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

●地震の前の小さな上下動(初期微動)を感じた段階で、早目に火の始末をします。

●火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物(カーテン、ふすまなど)へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三~五分かかります。大きな揺れは、普段、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

煙による死者が火傷死を上回る

最近の火災は、「炎」の被害から「煙」の被害へと変わってきました。これは建物の気密性が高くなる一方で、火災時に有毒性、爆燃性(爆発的に燃焼する性質)の

煙による死者が火傷死を上回る。最近の火災は、「炎」の被害から「煙」の被害へと変わってきた。これは建物の気密性が高くなる一方で、火災時に有毒性、爆燃性(爆発的に燃焼する性質)の煙では、火の始末をします。

煙が火の玉に

火災時に発生した煙は、毎秒二・五メートルの速さで上昇します。

火後二分程度以内ならば、ぼや程度で消火できることが実験で分かっていますので、あわてず確実に消しましょう。

●火は元から断つ

グラッときたとき、初めの揺れが行動の自由を奪うほどのものでないときは、火の始末をするに

ます。

◎火の種類による火災

火災は、石油ストーブによる火災は、出

度で消火できることが実験で分かっていますので、あわてず確実に消しましょう。

●火は元から断つ

グラッときたとき、初めの揺れが行動の自由を奪うほどのものでないときは、火の始末をするに

ます。

●火は元から断つ

グラッときたとき、初めの揺れが行動の自由を奪うほどのものでないときは、火の始末をするに

ます。

九月の高令者職業相談所開設日の変更について

九月の第三水曜日が「敬老の日」になりますので、相談日を次のように変更します。

九月の開設日 九月十六日(木)

大搖れの最中には消火できなくとも、第二、第三の機会が残されています。そのチャンスを逃がさず、火を出さないための行動をとすることが大切です。

▼火災は、その時の状況によって大きな揺れは、普通、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

●地震の前の小さな上下動(初期微動)を感じた段階で、早目に火の始末をします。

●火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物(カーテン、ふすまなど)へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三~五分かかります。大きな揺れは、普段、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

●地震の前の小さな上下動(初期微動)を感じた段階で、早目に火の始末をします。

●火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物(カーテン、ふすまなど)へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三~五分かかります。大きな揺れは、普段、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

地震発生一素早く消火を!

◎消火のチャンス

大搖れの最中には消火できなくとも、第二、第三の機会が残されています。そのチャンスを逃がさず、火を出さないための行動をとすることが大切です。

▼火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物(カーテン、ふすまなど)へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三~五分かかります。大きな揺れは、普段、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

●地震の前の小さな上下動(初期微動)を感じた段階で、早目に火の始末をします。

●火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物(カーテン、ふすまなど)へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三~五分かかります。大きな揺れは、普段、一定程度で收まり、それから消しても遅くはないので、あきらめず消火に当たります。

煙による死者が火傷死を上回る

最近の火災は、「炎」の被害から「煙」の被害へと変わってきた。これは建物の気密性が高くなる一方で、火災時に有毒性、爆燃性(爆発的に燃焼する性質)の

煙では、火の始末をします。

煙が火の玉に

火災時に発生した煙は、毎秒二・五メートルの速さで上昇します。

火後二分程度以内ならば、ぼや程度で消火できることが実験で分かっていますので、あわてず確実に消しましょう。

●火は元から断つ

グラッときたとき、初めの揺れが行動の自由を奪うほどのものでないときは、火の始末をするに

ます。

九月の高令者職業相談所開設日の変更について

九月の第三水曜日が「敬老の日」になりますので、相談日を次のように変更します。

九月の開設日 九月十六日(木)

入札経緯の表

越路町では、入札制度の改善と契約事務の公正を期するため、建設工事の請負契約にかかる入札の経緯について、次の要領で公表することになりました。

公表の要領

- 公表する入札の範囲
落札金額五〇〇万円以上の建設工事等の入札
- 公表の期間
入札の日から一週間
- 公表の内容
落札金額等入札の経緯
- 指名業者名、落札業者名及び落札金額等入札の経緯
- 公表実施期日
十月一日以後の入札から
- 役場企画財政課・閲覧
- 行政書士試験案内

(1)受験願書用紙の請求
受験願書用紙は、新潟県総務部地方課で交付する。
受験願書用紙を郵便で請求する場合、封筒の表に赤字で「行政書士試験願書請求」と書くこと。
また、百千円切手をはり、あて先を書いた返信用封筒（B5サイズの入るもの）を必ず同封すること。

(2)申込み方法

受験希望者は、次のものを新潟県総務部地方課で交付する。

県総務部地方課行政係（〒951新潟市学校町通一番町六〇二番地）に提出すること。

(3)受付期間
昭和五十七年八月十六日（月）から昭和五十七年九月三百日（金）まで、郵便で申し込んだ場合は九月三日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4)受験料
三千五百円（新潟県収入証紙）を受付願書にはつて納付すること。

(5)受験資格
(1)学校教育法による高等学校卒業した者、その他同法第五十六条第一項に規定する者

(2)国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上あるもの。

(3)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(4)学校教育法による高等学校卒業した者、その他同法第五十六条第一項に規定する者

(5)国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上あるもの。

(6)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(7)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(8)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(9)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(10)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(11)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(12)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(13)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(14)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(15)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(16)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(17)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(18)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(19)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(20)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(21)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(22)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(23)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(24)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(25)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(26)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(27)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(28)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(29)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(30)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(31)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(32)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(33)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(34)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(35)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(36)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(37)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(38)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(39)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(40)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(41)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(42)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(43)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(44)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(45)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(46)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(47)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(48)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(49)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(50)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(51)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(52)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(53)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(54)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(55)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(56)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(57)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(58)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(59)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(60)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(61)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(62)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(63)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(64)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(65)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(66)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(67)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(68)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(69)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(70)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(71)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(72)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(73)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(74)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(75)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(76)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(77)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(78)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(79)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(80)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(81)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(82)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(83)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(84)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(85)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(86)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(87)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(88)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(89)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(90)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(91)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(92)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(93)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(94)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(95)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(96)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(97)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(98)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(99)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(100)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(101)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(102)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(103)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(104)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(105)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(106)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(107)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(108)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(109)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(110)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(111)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(112)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(113)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(114)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(115)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(116)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(117)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(118)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(119)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(120)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(121)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(122)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(123)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(124)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(125)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

(126)行政書士の補助者として、通算二年以上従事した者

みんなのスポーツ(9月)

健康は家庭の宝、スポーツで健康を!



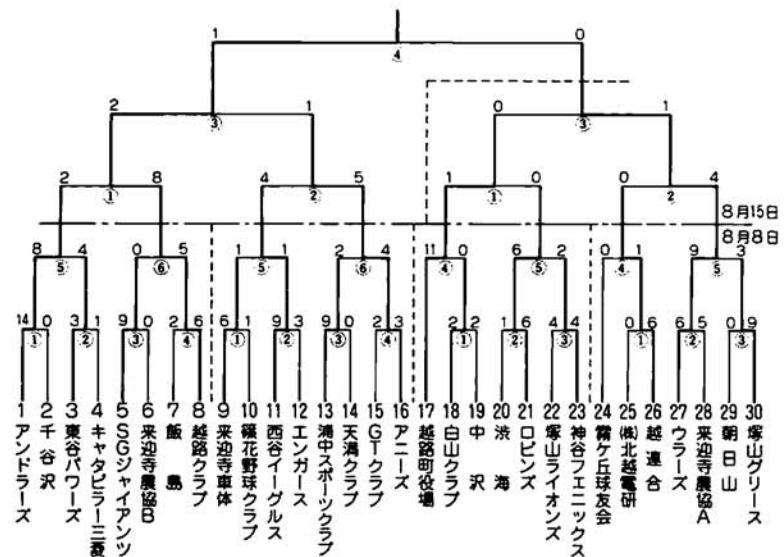
9月のスポーツカレンダー

- 7, 14, 21, 28(火) 2, 9, 16, 23, 30(木)
柔道教室
PM 7:00~ 町体
- 8, 22, 29(水) 婦人体育教室
AM 10:00~ 町体
- 9, 16, 23, 30(木) 体力つくり教室
PM 7:30~ 町体
- 4, 11, 18, 25(土) 剣道教室
PM 3:30~ 町体
少年少女柔道教室
PM 2:30~ 町体
- 15, 22, 29(水) 婦人バレー教室
PM 7:30~ 塚小・岩小・越小
- 19(日) 第6回成年野球大会
AM 8:00~ 越中グランド 他

第7回越路町町民野球大会無事終了す

町内の野球の振興と各チームの親睦を図ることを目的に、去る8月8日、15日に第7回町民野球大会が開催されました。出場30チームの各選手が暑い両日奮闘された結果は、下記の通りでした。

第7回 越路町町民野球大会組合表



第3回越路町町民ソフトボール大会の結果

優勝 ニシヤマクラブ 準優勝 脱落会 3位 白山A ソフト親睦会
キャタピラ三菱(株)

なお、出場チーム数は20チームでした。

◎おわび
みんなのスポーツ8月号でミスプリントがありましたので下記の様に訂正させていただきます。

第3回 職域バレー大会の結果

女子の部 1位 岩塚製菓中沢工場
3位 越路縫製

2位 岩塚製菓中沢工場

一口トリム

「みんなのスポーツ」とは?
特定の年齢・階層・性別・種目に片寄らず、幼児からお年寄りまでを対象に、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざしたもの。

申し込み・問い合わせ
町教委
へ。 ☎2-4655
～各種大会や教室のご案内～

みんなで楽しく汗流そう!!

第6回成年野球大会

○期日 9月19日(日)
朝8:00~
○会場 越中A・Bグランド 他
○対象 35歳以上の町内在住者または職域従事者のチーム
○申込み 9月11日(土)まで
○その他 くわしい内容は要項にて

体力つくり教室(後期)

○期日 9月9日(木)より
毎週木曜日 夜7:30~
○場所 町民体育館
○対象 主に成人男女
○内容 簡単なトレーニング
スポーツゲーム
○指導者 町体育指導委員
○申込み 会場にて
※原則として保険加入のこと

婦人バレー教室

○期日 9月15日(木)より
毎週水曜日 夜7:30~
○会場 塚小・岩小・越小
(3会場同時開設)
○対象 ご婦人ならどなたでも
○内容 初歩的な技術から簡単なゲームまで
○指導者 町体育指導委員
○申込み 会場にて
○原則として保険加入のこと

婦人体育教室(後期)

○期日 9月9日(木)より
毎週木曜日 昼10:00~
○場所 町民体育館
○対象 ご婦人ならどなたでも
○内容 ジャギー(健康体操)
レクダンス
スポーツゲーム 他
○申込み 会場にて随時受付
○原則として保険加入のこと

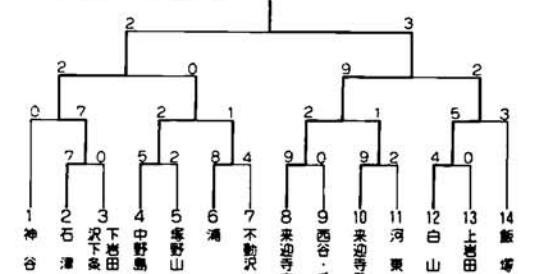
第4回越路町少年少女球技大会の結果について

去る、8月8日塚山小学校、岩塚小学校を主会場に少年少女球技大会が開催されました。

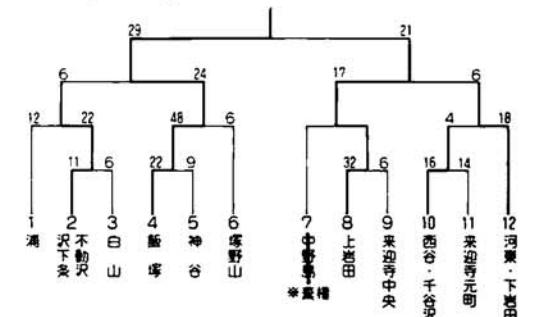
年を追うごとに、競技技術のレベルもあがり大人顔負けの好試合が展開され結果は

野球の部
優勝 来迎寺中央 準優勝 石津 3位 中野島・白山
ミニバスケットボールの部
優勝 飯塚 準優勝 上岩田
3位 不動沢、沢下条・河東下岩田

—男子の部(野球)—



—女子の部(ミニバスケットボール)—



毎年九月九日は「救急の日」、「救急医療週間」は九月七日～九月十三日の一週間

国民年金は、人生のいろいろな事故に備える国の保障制度です。その加入者数では我が国で最も規模が大きい社会保険であり、社会保障制度の重要な柱です。

老後の生活の支え……老齢年金だけでなく、加入して一年経った後に、身体障害者になつたとき……障害年金、夫を失つたとき……母子年金などがあなたや家族の支えになつてくれます。

その時にあつてることなく今から、自分のために国民年金に加入し、「年金権は保険料で築くもの」と考えて、保険料の払い忘れのないようにしましょう。

模校の塚中の生徒のままで、今春入部した一年生も参加しなければならない。しかし、はじめて手にする樂器できれいな音色を出すには時間がかかる。

35人編成という数は、小規模校の塚中の生徒のままで、今春入部した一年生も参加しなければならない。しかし、はじめて手にする樂器できれいな音色を出すには時間がかかる。

40セントをだして優勝し、県大会が開かれ塚中の藤沢アヤ子さんが郡大会に統いて最後の一投で今までのベスト記録一一メートル四〇セントをだして優勝し、県大会が開かれ塚中の藤沢アヤ子さんが郡大会に統いて最後の一投で今までのベスト記録一一メートル

七九日三條市営競技場で中越の会での活躍を期待されておりましたが、右手中指負傷により健闘しながら七位と上位入賞できなかつたが活躍本当にご苦労さんでした。

朝練習、パート練習が続けられた。部長を中心とした三年生部員の努力と熱意が三年生部員の努力と熱意が実り、三十九力校参加の中から十二力校選ばれ、県大会に出場いたしました。県会館で行なわれ、三十五人編成の部では三十二ヶ校が会に出場いたしました。県の会場では三十二ヶ校が三十二ヶ校が

この特別給付金(第八回)の請求について金の昭和五十四年改生法の施行が今年九月三十日で時効となり、以後は請求権がなくなります。次に受給資格があつて未請求者は早急に請求してください。

昨年に統いて、今年も手話講習会を開催いたします。多数の参加をお願いします。

記
一、期日 9月10日から11月26日まで 毎週金曜日
二、会場 越路町総合福祉センター
三、定員 30名(高校生を含む)
四、申込み及び問い合わせ
越路町教育委員会
TEL 2-4655
9月7日までに申込んで下さ
い。
五、その他
12回ともなるべく出席されますよう、お願ひ
致します。

9月分 有線放送番組予定表

月・日	曜	タイトル	内 容	放送者
9・1	水	役場だより	社教だより	役場
3	金	政府の窓	生きがいのある日々	有 放
4	土	週間ニュース	ニュース 音楽	+
6	月	普及所だより	大ムギ栽培	普及 所
8	水	役場だより	土づくり推進強化月間	役場
9	木	生 活 の 窓	老眼について	総合中央病院
10	金	学校だより	夏休みの反省	東谷 小学校
11	土	週間ニュース	ニュース 音楽	有 放
13	月	農業だより	57年度初検査結果	来迎寺農協
15	水	役場だより	環境衛生週間について	役場
16	木	暮しの窓	おとしよりの健康管理	保健 委
17	金	マイク訪問	十賀寺産地無人直売所を訪ねて	有 放
18	土	週間ニュース	越路町敬老会をおえて	+
20	月	農業だより	農事相談	塚山 農 協
22	水	農協だより	米代金は農協へ	来迎寺農協
23	木	学校だより	私達の夏休み	越路 小学校
24	金	防災だより	秋の交通安全運動	役場 防災
25	土	週間ニュース	今月の主なニュース	有 放
27	月	普及所だより	大豆の収穫	普及 所
29	水	役場だより	就業構造基本調査について	役場

二十歳になるあなたに、国民年金からのおたよりです。わが国ではこの国民年金に二、八〇〇万人が加入し一、〇〇〇万の人々が、およそ二兆九、〇〇〇億円の年金を受けています。あなたも、八種類ある公的年金制度のどれにも加入していなかつたら、成人となつて大人の仲間入りすると同時に国民年金に加入しなければなりません。

去る七月二十一日中越吹奏楽コンクールが長岡市東中学校で開催された。塚中プラスバンド部も、昨年同様三十五人編成、演奏七分以内のBの部に演奏曲「バンドのための民謡」で参加、今春新しく片桐先生を迎えて、朝早くから遅くまでの猛練習のかいあって、昨年より一步前進、県大会出場をねらってかんばった。

塚中輝く金賞 県大会出場がちどる

7月9日三條市営競技場で中越

砲丸投げ

藤沢さん健闘

藤沢さん健闘</p